

平成26年度決算時におけるリスク管理債権及び再生法開示債権について

当組合の不良債権の開示は、不良債権に対する担保・保証額と貸倒引当金額を合計して、保全率を明らかにしております。不良債権の保全率は65.7%となっておりますが、これは、不良債権として、現に事業は継続しているものの業況が不振である先（貸出条件緩和債権など要管理債権先）を含んでいるため、そうした先の保全率が低いことが影響しております。いわゆる重度の不良債権については、適正かつ十分な個別貸倒引当金を積んでおります。

経営環境の変化により業況が悪化、事業継続にご苦心されているご融資先に対しては、信用組合らしいご支援を心掛けますとともに、会計的には、適正な償却・引当を行うことによって、金融機関としての「健全性」を確保しております。

* ■ 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成25年度	219,328	142,925	76,402	219,328	100.0	100.0
	平成26年度	176,550	109,982	66,567	176,550	100.0	100.0
危険債権	平成25年度	429,984	347,221	82,762	429,984	100.0	100.0
	平成26年度	340,869	275,812	65,057	340,869	100.0	100.0
要管理債権	平成25年度	153,645	78,972	3,593	82,565	53.7	4.8
	平成26年度	150,120	78,130	2,188	80,318	53.5	3.0
不良債権計	平成25年度	802,958	569,119	162,758	731,878	91.1	69.6
	平成26年度	667,541	463,924	133,814	597,739	89.5	65.7
正常債権	平成25年度	12,908,221					
	平成26年度	13,375,034					
合 計	平成25年度	13,711,179					
	平成26年度	14,042,575					

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3.「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
 5.「担保・保証等 (B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 6.「貸倒引当金 (C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
 7.金額は決算後（償却後）の計数です。

* ■ リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B+C)/(A)
破綻先債権	平成25年度	23,104	23,104	—	100.0
	平成26年度	23,094	23,094	—	100.0
延滞債権	平成25年度	583,198	424,033	159,164	100.0
	平成26年度	453,195	321,570	131,625	100.0
3か月以上延滞債権	平成25年度	—	—	—	—
	平成26年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成25年度	153,645	78,972	3,593	53.7
	平成26年度	150,120	78,130	2,188	53.5
合 計	平成25年度	759,948	526,109	162,758	90.6
	平成26年度	626,411	422,794	133,814	88.8

- (注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
 2.「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
 3.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（上記1. および2. を除く）です。
 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～3. を除く）です。
 5.「担保・保証額 (B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
 6.「貸倒引当金 (C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
 7.金額は決算後（償却後）の計数です。